

早島町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
早島町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	4
3. 計画の期間	4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本町では「教育のまち・早島」宣言を行い、「地域とつながり 未来を拓く 早島っ子の育成」を目指す子ども像として様々な取組を進めているところである。教育の中核を担う教育職員の業務負担が社会問題となるなかで、子どもたちひとりひとりと向き合う時間を確保し、より良い教育へと繋げていくことを目的とする。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年4月に所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「早島町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間以内 の割合	月 80 時間以内 の割合
小学校	月 30 時間	75.8%	99.5%
中学校	月 34.6 時間	73.6%	96.6%

時間外在校等時間が月 45 時間を超える割合が小学校、中学校ともに 20% を超える数値となっている。

職員ひとりひとりが抱える多岐にわたる職務の負担感が大きくなっており、各業務の ICT 化や部活動の地域展開を図ることなどによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。※【 】は令和6年度の数値

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

【小 75.8% 中 73.6%】

- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

【小 30時間 中 34.6時間】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・勤務実態調査において「現在、仕事に『働きやすさ』を感じている」と回答した教育職員の割合80%以上を維持する。

【小 93.9% 中 88.5%】

- ・勤務実態調査において「現在、仕事に『働きがい』を感じている」と回答した教育職員の割合80%以上を維持する。

【小 85.7% 中 88.5%】

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

※【 】は「令和7～10年度学校における働き方改革重点取組」との関連を示している。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ・小学校における早朝児童見守り事業（3分類①関係）

職員が児童生徒の登校を理由に始業時間前に学校に来る必要をなくすために、シルバー人材センターに委託し、小学校ランチルームでの早朝

児童見守り事業を令和7年度からスタートしている。今後も事業を継続し、教育職員が授業準備や事務作業に集中できる時間を確保する。【業務・外部人材】

- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類⑤関係）

教育委員会等の行政機関の責任において当該事案等に対応できる体制を整え、学校及び保護者等とも認識を共有する。【業務】

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・ICT機器・ネットワーク整備の日常的な保守・管理（3分類⑧関係）

教育委員会と連携を図りながら、保守・管理に関する業務は外部へ委託する。【外部人材】

- ・部活動（3分類③関係）

部活指導における過度な負担を軽減するために、部活動の地域展開を進める。令和7年度において、平日は全部活動が地域へ展開し活動しており今後も段階的な移行を目指す。令和8年度中に、3つのクラブが休日も含めた地域展開を開始できる体制を整備する。【部活動】

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備・学習評価や成績処理（3分類⑮⑯関係）

業務のICT化を進め、校務支援システムや自動採点システムを活用することにより、採点作業や学習評価、成績処理に係る事務負担を軽減する。また、教育支援ソフトやタブレットドリルの導入により、児童生徒の学習状況の把握や授業及び教材準備にかかる時間を削減する。【校務】

- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応（3分類⑰関係）

スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等が生徒指導関係の校内会議へ参加し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。【業務・外部人材】

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 留守番電話の設定時刻を勤務時間内とする。
- ・ 最終下校時刻を見直し、年間を通じて最終下校が勤務時間内となるようにする。
- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 年に1回のストレスチェックを毎年度行い、実施後の集団分析の結果を活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 学校に対して、年次有給休暇の取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、各学校の在校等時間の状況を教育委員会が毎月確認する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を定期的に確認・把握し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 保護者をはじめとした地域の方々の理解を促進するため、本町における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、協力を得られるように取り組む。

【本計画に掲げる目標及び取組と指標一覧】

	目標・取組	指標	現況値		R10年度目標値
1	時間外 在校等時間 に関する目標	月当たりの時間外在校等時間が 45時間以内になっている教育職 員の割合	小	75.8%	100%
			中	73.6%	100%
2		1年間（年度）における、月当 たりの時間外在校等時間の平均	小	30h	維持
			中	34.6h	30h
3	ワーク・ライフ・ バランスや 働きがい等に に関する目標	「現在、仕事に『働きやすさ』 を感じている」と回答した教育 職員の割合	小 93.9% ^{※1} 中 88.5% ^{※1}	維持	
4		「現在、仕事に『働きがい』を 感じている」と回答した教育職 員の割合	小 85.7% ^{※1} 中 88.5% ^{※1}	維持	

※1 令和7年11月に実施した勤務実態調査における当該質問項目に「そう思う」又は「どちらかと言えばそう思う」と回答した者の割合。

(参考資料)

学校と教師の業務の3分類

➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が子母場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

7